

令和 8 年門審第 4 号

裁 決

漁船 A 交通船 B 1 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

受 審 人 b

職 名 B 1 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官阪本義治出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和 6 年 1 0 月 2 4 日 1 4 時 2 6 分

大分県津久見港

2 船舶の要目

船 種	船 名	漁船A	交通船B 1
総 ト ン 数		2.8トン	0.7トン
登 録 長		9.87メートル	5.18メートル
機 関 の 種 類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
漁船法馬力数		167キロワット	
出	力		25キロワット

3 事実の経過

Aは、平成20年7月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に機関操縦レバー、同部中央に舵輪、同部左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年10月24日09時00分津久見港の係留地を発し、大分県楠屋漁港東方沖合の漁場で操業したのち、14時00分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、14時25分少し前津久見港千怒A防波堤灯台（以下「A防波堤灯台」という。）から300度（真方位、以下同じ。）45メートルの地点で、針路を200度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首470メートルのところに、B1を視認することができ、移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前方に他船を見掛けなかったため、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、B1を避けずに続航し、14時26分A防

波堤灯台から205度470メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がB1の左舷中央部に後方から65度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

また、B1は、平成22年6月に進水し、貨物船B2に搭載され、船体後部に操縦台を配し、同台に機関操縦レバー、同台後方に舵棒をそれぞれ装備したFRP製交通船で、b受審人ほか3人が乗り組み、全員が救命胴衣を着用し、食料購入の目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日12時00分津久見港に錨泊中の貨物船B2を発し、同港の岸壁で乗組員1人を下船させたのち、同港内で漂泊待機することとした。

b受審人は、14時00分衝突地点付近で、船首を南東方に向け、機関を中立運転とし、漂泊を開始して釣りを行った。

14時25分少し前b受審人は、衝突地点で、船首が135度を向いていたとき、左舷船尾65度470メートルのところに、Aを初認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船は漂泊していたので、航行中のAが自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、14時26分僅か前左舷方至近に迫ったAを認め、叫びながら手を振ったものの、効なく、B1は、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷及び舵板に曲損等を、

B 1 は、両舷中央部の各ブルワークに割損等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、b 受審人が右膝打撲傷、B 1 乗組員 2 人が頸部捻挫及び右手関節捻挫等をそれぞれ負った。

（航法の適用）

本件は、津久見港において、航行中の A と漂泊中の B 1 とが衝突したもので、衝突地点付近の海域が特別法である港則法が適用される海域であるものの、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第 38 条及び第 39 条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、津久見港において、航行中の A が、見張り不十分で、漂泊中の B 1 を避けなかったことによって発生したが、B 1 が、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、津久見港において、帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前方に他船を見掛けなかったので、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中の B 1 に気付かず、同船を避けずに進行して B 1 と衝突する事態を招き、A 及び B 1 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及び B 1 乗組員 2 人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

　b 受審人は、津久見港において、漂泊待機中、Aを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船は漂泊していたので、航行中のAが自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けてAと衝突する事態を招き、A及びB 1 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B 1 乗組員2人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

　以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年8月6日

門司地方海難審判所

審判官　山　本　哲　也